

6. 空き家改修補助金

◆事業内容

空き家バンクを利用し、売買または賃貸借した際に、空き家の改修費用の一部を補助します。

◆対象となる空き家

以下のすべてに該当する空き家バンクを通じ契約された住宅

- ①空き家バンク取扱事業者（市内不動産業者）の仲介による契約を行うこと
 - ・居住目的以外の売買契約および賃貸借契約は対象外です。
 - ・3親等以内の親族間契約は対象外です。
- ②個人所有（借用）であること

◆補助対象

費用の合計が10万円を超えるもので、キッチンや浴室の交換、屋根・外壁の塗替え、壁紙・床の張替え等の改修

◆補助金額

空き家の改修に要する費用の1／2 最高50万円

◆手続き期限

利用申込：売買契約または賃貸借契約から6ヶ月以内（工事着手までに行うこと）

工事完了：申込から6ヶ月以内（実績報告までに行うこと）

◆申請・お問合せ先

建設部都市建築課 建築行政グループ TEL 53-8429

メールアドレス toshikenchiku@city.nanao.lg.jp